

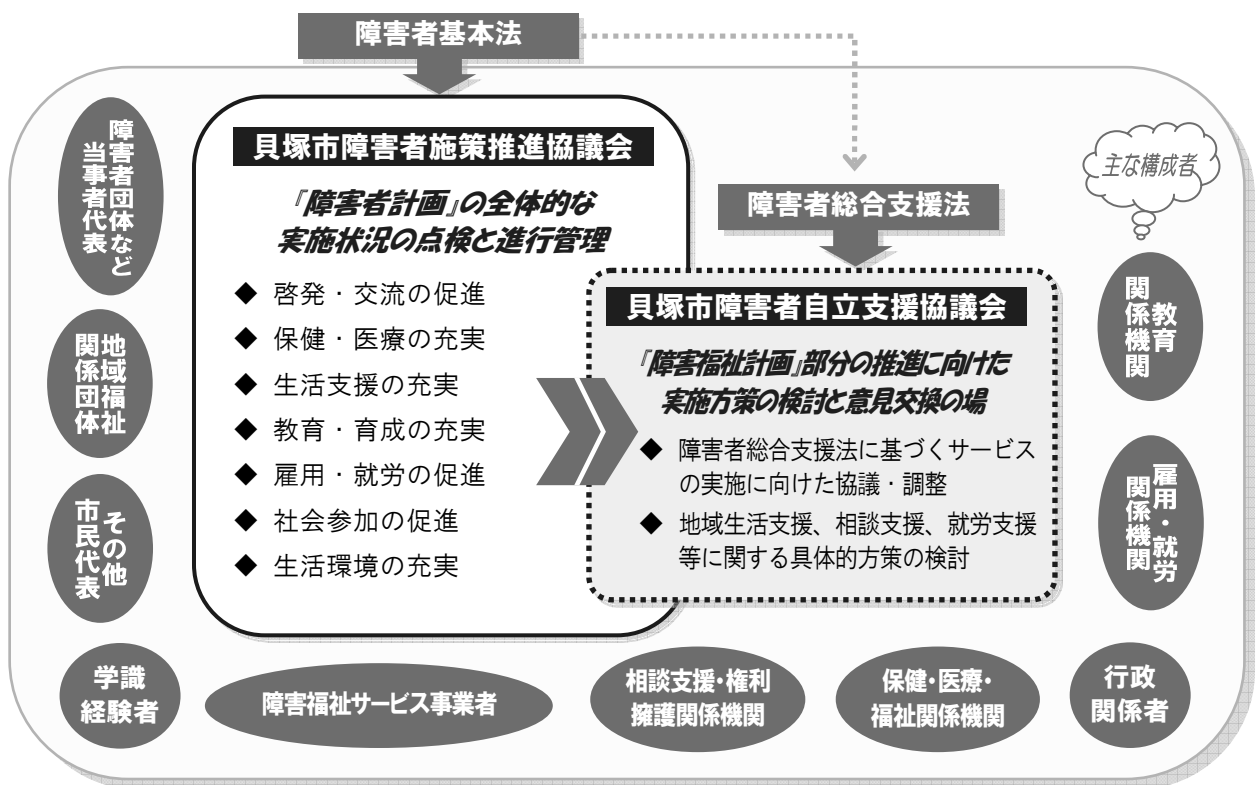
第5章 計画の推進に向けて

1. 計画の進行管理

本計画の推進にあたっては、各施策や事業の実施状況について年度ごとに点検・評価を行うとともに、施策の充実・見直しについての検討を進めます。

また、計画の進捗状況について、「貝塚市障害者施策推進協議会」及び「貝塚市障害者自立支援協議会」へ定期的に報告するとともに、広報紙等の多様な媒体を通じて情報を公開し、広く市民に周知します。あわせて、計画の推進にあたって幅広い市民意見の把握に努め、施策・事業の一層の推進や計画の見直し、次期計画の策定等に適宜反映していきます。

計画の進行管理のための組織体制（イメージ）



なお、平成28年4月に施行される障害者差別解消法では、地方公共団体は、「障害者差別解消支援協議会」を組織できるものとされました。

しかし、本市においては、障害者の施策や包括的な支援などを協議する「貝塚市障害者施策推進協議会」及び「貝塚市障害者自立支援協議会」が既に置かれています。そこで、効率的に施策を展開していく観点から、それら組織に「障害者差別解消支援協議会」をも包含した協議ができる仕組みについての検討を進めていくこととします。

2. 計画推進体制の充実

①庁内連携の強化

本計画の推進も含めて、障害者施策は、保健・医療・福祉・教育・就労・生活環境など、分野ごとに細分化されています。このため、庁内関係各課による情報交換や意見交換に努めるなど、行政各分野間における連携・調整の強化を図り、総合的・効果的な取り組みを推進していきます。

②関係機関・団体との連携・ネットワークづくり

障害のある人やその家族、関係団体、地域住民、相談支援及びサービス事業所、行政等の役割を明確にしながら、相互の連携強化を図り、地域社会をあげた生活支援体制の確立を図ります。特に、相談支援事業者や福祉サービス事業者による相互の連携・調整を促進し、必要な人に必要な支援・サービスが行き届くようサービス体制の充実に努めます。

また、障害者施策の円滑な推進に向け、国、大阪府、関係機関等との連携を強化するとともに、各種制度の充実や財源の確保などをこれら機関に要請します。

さらに、より充実したサービスを提供するため、広域的な対応が望ましい施策について、近隣自治体とともに取り組み、効果的な推進を図ります。

③専門従事者の育成・確保

大阪府や近隣自治体、関係機関等との連携を通じて、障害者施策を推進していくうえで不可欠な保健・医療・福祉に関わる各種資格者、専門従事者等の計画的養成と確保に努めます。

④財源の確保

計画の着実な実施に必要な財源を確保するため、市においては効果的、効率的なサービス提供に努めるとともに、国や大阪府に対し財政的措置を講じるよう要望していきます。